富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例(素案)検討シート (20220521 改訂版) について

これまでの検討内容を踏まえて条例案を作成しました。 6月に実施予定のパブリックコメントには、本案を提示する予定にしています。

- Ⅰ、事務局にて検討、加筆・変更(備考◎)した主な部分は以下のとおりです
 - ○加筆・変更部分に下線、削除部分は取消線を引いています
 - ○条例の名称を追加
 - 〇前文を追加 数値などを盛り込まず、内容が劣化しないように配慮しています。
 - ○第3条「地域」を「環境」に変更。 認知症の人やその家族はこれまでの生活が変化している。住み慣れた地域で暮らす ためには、地域が暮らすことができる状態(環境)にならなければならない。 第5条及び第8条に「よい環境」を追加
 - ○「暮らし続ける」を「暮らすことができる」に変更第3条1-(2)、第5条2、第8条1暮らすところは、認知症の人やその家族の意志で選択されるべきであり、住み続けなければならないものではない。